

令和8年10月から

幼児教育・保育の無償化 給付上限額が引き上げられます



令和8年10月1日以降の利用分から適用予定

物価や賃金の動向などを踏まえ、保護者の皆さまの経済的負担を軽減し、こどもの育ちを支援するため、施設等利用費の給付上限額が見直される予定です。



預かり保育を利用している方へ

対象：新2号認定

対象となる利用料：幼稚園・認定こども園幼稚園部の預かり保育等

現行

450円/日

引上げ額

+40円/日

令和8年10月から

490円/日

その他の給付上限額

対象となる利用料	現行	引上げ額	令和8年10月から
認可外保育施設等 0～2歳 (住民税非課税世帯)	42,000円/月	+3,700円	45,700円/月
認可外保育施設等 3～5歳	37,000円/月	+3,300円	40,300円/月
新制度に移行していない幼稚園	25,700円/月	+2,300円	28,000円/月
預かり保育等 0～2歳 (住民税非課税世帯)	16,300円/月	+1,400円	17,700円/月
預かり保育等 3～5歳	11,300円/月	+1,000円	12,300円/月



ご確認ください

- ・給付の対象となるには、施設等利用給付認定などが必要です。
- ・給付額は、実際に支払った対象費用の範囲内です。
- ・年齢、世帯の課税状況、利用施設、認定区分などにより、対象となる制度や上限額が異なります。

お問い合わせ

明和町役場 こども課 施設運営係

☎ 電話：0596-52-7123